

破産管財業務について

専修大学法科大学院教授・弁護士 藤代 浩 則

1 破産管財人とは

破産管財人は、「破産手続における中心的な必須常設の公的機関として、破産裁判所によって選任され、その監督のもとに、破産債権者、破産者などの利害関係人の利害を調整しながら、他方において公共の利益も配慮しつつ、破産者の破産開始決定時におけるすべての財産を清算し、全破産債権者のために公平な配当を行う職務をする者で、破産手続の具体的中心的な担い手である。」と一般的には説明されている¹⁾。

2 破産管財人選択

破産管財人の選任は破産裁判所の判断によって決められることになるが、筆者が所属している千葉県弁護士会においては千葉地方裁判所に破産管財人候補者名簿を提出し、その名簿を参考に破産裁判所が個々の事案に応じて破産管財人を選任するという運用が一般的になされている。実際には、当該破産事件の特殊性(法人破産・個人破産の種別、業態、債権者数、否認案件の有無、換価業務の多寡、免責調査の必要性等)からそれに適している弁護士を破産管財人として選任しているようである²⁾。

バブル崩壊以降、破産申立件数が増加の一途を辿るにつれて、裁判所はこれまでのように特定の弁護士に破産管財人を選任するという運用では、事件処理が賄いきれないという状況になってきた。そこで、若手の弁護士を比較的簡単な破産事件の破産管財人に選任し、経験を積みながら破産管財人として育成していくという運用がされるようになった。これに弁護士会も裁判所と破産事件に関する協議会あるいは勉強会を開催するなどしてバックアップ体制を敷くようになった。他方で、弁

1) 第一東京弁護士会編『破産管財の実務〔改訂版〕』(きんざい, 2010年) 2頁。

2) 以下の事例の紹介等は全て千葉県弁護士会と千葉地方裁判所において経験したことをもとにしたものであって、全国的な運用でないことを予めお断りする。

護士会としてはいわゆるクレサラ問題³⁾に対応する必要もあったので消費者委員会を立ち上げて取り組むようになった。このようにバブル崩壊による破産申立件数の増加に対応するべく、一方では破産管財人の育成、他方ではクレサラ問題に対応をする必要性から、若手弁護士の中でも破産管財人の育成プログラムに応じる者と、クレサラ問題に取り組む弁護士とに分かれるようになった。所属事務所の系統（元来管財業務が多いか、消費者系に熱心か）あるいは破産事件に対する個人的な見方によって、いずれかの途を選択することになったと思われるが、筆者は所属事務所が消費者系でありながら、ボス・兄弁とは違ったことをしてみたいという全く個人的な思いから破産管財人の途を選択した。後に述べるように、この選択が自分自身の弁護士業務のスタイルに合っていたのか、いわゆる大型管財事件の破産管財人にも多数選任されるようになり、現在も破産管財業務に就いている。

3 破産管財業務一般について

(1) 破産管財業務といっても破産会社の業態等によって様々なものがあり、一般できないところもあるが、共通点を取り上げてみる。

(2) 破産申立代理人としてであれば、事前の相談等によって受任をするしないの判断あるいは受任事件の見通しを付けることができるので、一般民事事件とそれほどの違いはない。これに対して、破産管財業務はある日突然裁判所からの受任打診の連絡を受けることから始まる。この事前連絡においても、裁判所が破産申立書記載の事項から把握していることのみが伝えられるに留まり、実際に破産者がどのような状態であるか、資産状況も含めて分からないことが多い。しかも筆者がこれまでに経験したところでは、破産申立書に記載されていることと、実際の状況とが相当乖離しているケースが多い。例えば、破産申立書には事務所内に什器備品あるいは在庫はないと記載されていても、就任直後に事務所に行ってみると山のような在庫があり、しかも早急に処分しなければならない物があったり、あるいは破産者が

3) クレジット会社やサラ金（消費者金融、高利貸し等）による多重債務、過酷な取り立て、高金利、違法業者の増加、過払金の返還を巡るトラブルなどを中心とした問題の総称。

財産を隠匿していたというケースがほとんどである。

しかし、破産管財業務は第1回債権者集会までには事件の見通しを付けて、それを破産裁判所及び債権者に説明する必要がある。そのため、破産手続開始決定日から約3ヶ月後に開催される債権者集会に向けて、就任当初から精力的に当該破産事件の調査をする必要がある。そして、その中から当該破産事件の特徴を掴み、着地点を決めるという作業が重要となる。この就任当初の見通し通りに事件が解決すると、まさに「一丁上がり」という達成感を味わうことができ、これが破産管財人としての醍醐味の一つである。

(3) 破産事件は、破産者の他に債権者あるいは取引業、法人破産であれば解雇された従業員等の利害関係人が複数存在するのが一般である。筆者がこれまでに受任した管財事件の中で最大は申立て段階で債権者数約1,000名、解雇したあるいはされた従業員約100名である。債権者としてはライバル債権者より1円でも多くの債権を回収したいという一心であり、連鎖倒産にならないよう被害を最小限度に留めたいという気持ちで、破産管財人に不満あるいは要求をぶつけてくる。破産管財人の立場は1で述べたとおりであり、破産者自身でもその代理人でもないから本来は不満等を言われる立場にはないが、初期の段階で債権者等と信頼関係を築かないとその後の管財業務に支障を来すことになる。ここでいかに破産管財業務を理解してもらい、その後の業務が円滑に進むように債権者等の協力を得ることができるかという交渉力を身に付けることができる。「ナニワ金融道」顔負けの狡猾な高利貸し、取立屋あるいは乗っ取り屋に近い者は実際にいるのが現実で、それらの者といかに対峙しつつも法的ルールに乗せて取り込むことができるかが重要となる。また、破産会社の規模が大きくなると破産によって解雇されたあるいは解雇した従業員の協力がないと破産会社の実務的な情報も取得できず管財業務が立ち行かなくなるケースも少なからずあるので、彼らとの良好な関係の構築も必要となる。

(4) 破産管財人の就任は裁判所からある日突然来るので、もし受任した案件が大型事件あるいは複雑事案の場合には、通常の事件に少なからぬ影響がでる。例えば、破産管財人として受任直後には破産者の資産把握のために現地調査をする必要があ

るが、他事件の裁判期日等が入っている場合にはそれとの調整が必要となる。場合によっては、他の弁護士の協力を受ける必要もあり、緊急時の的確な対応が求められる。また、これまで扱ったことのない業態であったり、法的処理に困難を伴う場合には、経験のある弁護士に協力を求める必要がでてくる。この点は日頃から管財事件について他の弁護士と情報を共有していると比較的協力を求めやすい⁴⁾。

ところで、管財業務は通常の事件と比べても事務作業量が多く、事務所全体を巻き込むことになるので、他の弁護士はもとより事務局と日頃から友好的関係を築いていないと予定していた着地点に辿り着かない事態になりかねない。事務作業には量の問題だけでなく、会計帳簿のチェック、債権届の不備事項の発見、裁判所提出の収支計算書・財産目録等の各種書類の作成などの専門性も事務員には求められる。それを迅速かつ的確に処理できるようにするために事務員のスキルアップも必要となる。

破産管財人として選任されるのは1人であるが、上記のように事務所としてのチームワークを生かして進めて行くのが破産管財業務の特徴である。したがって、一つの事件が終わると自らの達成感のみならず、チームとしての結束力もより一層強まり、より難題な事案にも立ち向かって行けるだけの気力が形成できて、それが他の事件の処理にも反映して、全体としてのスキルアップ・レベルアップに繋がる。

(5) 破産管財人は就任当初は破産者が裁判所に納めた予納金あるいは引き継いだ金銭を原資に業務に当たる。したがって、作業量が多く出費が高んだとしても予納金の範囲を超えた場合には、破産財団の増殖が見込まれるまでは持ち出しというケースもある。全く破産財団の増殖が見込まれないケースでは裁判所も破産管財人に対して無理な注文は一般的にはしないが、職務を忠実に実行するためには避けて通れないところでもある。全て終わって予納金も底を尽き、破産財団も形成できずに結局無報酬で終わったという他の弁護士の報告を何度か聞かされたこともある。

ところで、破産管財人の報酬は受任した破産管財事件において形成した破産財団から賄われる。正確には、破産裁判所が形成された破産財団の程度を見て破産管財

4) 千葉県弁護士会では千葉地方裁判所と年1回「破産管財人協議会」を開催している。全国倒産処理弁護士ネットワークという主に管財事件を扱っている弁護士のネットワークがあり、メールで情報交換・意見を交わしている。

人報酬を決めることになる⁵⁾。したがって、破産財団の形成が報酬の多寡を決めることになる。この点で、極めてインセンティブが高い業務である。

(6) 破産はいわば非常事態であり、その非常事態の中に破綻して途方に暮れる破産者、解雇された従業員、ライバルを出し抜いてでも1円でも多く回収を図りたいという債権者その他の利害関係人が存在している。係る事態の中で破産管財人が迅速に判断しないと各箇所から不満が噴出し、混乱に拍車が掛かりより一層事態の收拾がつかなくなってしまう。したがって、破産管財人は破産法はもとより民法・商法等の関係法令の知識も必要であるが、それ以上に決断力が必要となる。平時では躊躇(ためら)われるような手法も、非常時の混乱を收拾させるためには使わざるを得ない場面に遭遇することはこれまでもよくあった。その場の勢いで決断したものの、事件が終わった後に思い起こして恐る恐る概説書で確認し、その度に冷や汗をかいたり、安堵したりすること度々である。

4 具体的な事件から

(1) BY事件

ア 現在の破産法は平成16年6月に改正されて、平成17年1月1日に施行されたものである。本事件はこの施行日に破産手続開始決定を受けた千葉地方裁判所の第1号事件である。

破産したBY社(仮称)は、千葉県内に広く展開していたブライダル・貸衣装関係を営む会社である。元々は共済組合であったが、ブライダル部門を独立させる形で会社組織に改変して手広く事業拡大した会社である。そのため共済組合時代からの顧客が多数いた(なぜか弁護士も複数名簿に登録されていた)ので、それに胡坐(あぐら)をかいていたところもあって事業・経営体制の見直しもすることなく、台頭する新規ライバル会社の事業戦略を過小評価したために破産に至った。

イ 筆者のところに千葉地裁から12月28日に破産管財人に就けないかという打診が来た。御用納の最中の裁判所に出向き、裁判官3名(破産事件には珍しい合議事件)

5) 破産法87条1項。

と申立代理人2名と事件処理についての協議をした。その協議の中で、BY社が仲介した成人式及び結婚式の予約をどのようにするのかということが最も大きな話題となった。各会場・ホテルとの契約上は当事者の一方が破産すれば解除事由に該当するので、即解除という選択肢しかない。しかし、一生に一度の成人式、結婚式を控えた人のことを考えると悩ましい問題である。これについては、各会場・ホテルの担当者と個別に協議をして、予約金をBY社に支払ったのにBY社から各会場への支払がなされていないために、顧客に負担をお願いせざるを得なかったものの、顧客との直接契約に切り替えてもらって被害を最小限度に留めることができた。いま思い返しても、顧客には正月早々に裁判所からはBY社の破産を告げる通知書と、それと前後して破産管財人から式場のキャンセルを予告する内容の書面が届き、正月気分が飛ぶだけでなく、夢にまで見たハレの場をぶち壊され、心中察するに余りあるものであった。筆者としても、仕事とはいえ割り切ってやらざるを得ないことに躊躇いもあったが、幸いにも顧客の方々及び各会場の担当者の理解もあって無事に乗り切れたのではないかと考えている。事件が終わって、暫くした後数組の顧客から無事に挙式できたことのお礼の手紙を頂いたときには、弁護士冥利を感じた。

ウ BY事件では、この他に大量のウエディングドレス等の貸衣装類の処分も課題となっていた。結婚式では最も花を添える衣装であり、初めて衣装倉庫に入ったときは千着以上はあろうというドレスが並んでいて壮観であったが、棚卸し作業のために毎日見るに従って食傷気味になったことは否定できない。破産管財人としては在庫商品なので売却をする必要があるが、同業者数社に問い合わせたところ比較的品揃えが良かったのかほぼ全て引き取って貰えた。破産管財人の業務を始めた当初は売却先の選定が悩みの種であったが、数件担当するようになると売却先のルートも開拓することができるようになり、いわゆる「バツ屋」の当たり外れも分かってきて、いまでは業態あるいは売却対象物件によって使い分けている。

(2) I組事件

ア 本事件は千葉県内でも1, 2位を競う建設会社(ゼネコン)の破産事件である。建設会社の破産事件においては、「仕掛かり工事」(工事途中の物件のこと)もあり、また従業員の他にも下請、孫請け等の利害関係人が多数おり、どの時点で破産手続

開始決定（旧法の「破産宣告」）をするのかというタイミング（俗に「Xデー」とも言われている）も重要となってくる。本事件でも、千葉地裁に申立てがあった直後に筆者が破産管財人候補者として呼ばれて、裁判官3名（本事件も合議事件）、申立代理人弁護士及びI組（仮称）代表者・役員と事件処理に関して協議に入った。県内大手建設会社のために下請、孫請けが50社ほどあり、仕掛かり工事も約20件あった。しかも、その仕掛かり工事の中には公共工事も含まれていて、さらには某裁判所某支部の改築工事もあった。そのため、裁判所としても手続はより慎重になり、各工事の進捗状況の一覧表と担当工事責任者からの報告書とを見比べ、破産管財人としての本事件の見通しなども聴きながら破産手続開始決定に至った。

イ 破産手続開始決定によって正式に破産管財人に選任されたことになるが、本事件のように破産会社内及び各工事現場の混乱を最小限度に押さえるために、破産会社及び各工事現場に待機して、開始決定を受けると同時に乗り込む必要がある。このタイミングを失すると取り付け騒ぎ、工事現場から資材等の持ち出し、工事現場の破壊等が行われ収拾が着かなくなる。本事件でも開始決定日は事前に裁判所との協議で詰めていたので、筆者が破産管財人として本社に乗り込み、各支店、倉庫、各工事現場には破産管財人代理弁護士⁶⁾、補助弁護士を派遣した。

I組（仮称）は古くからある建設会社で各役員、工事現場責任者はいずれも責任感が強く、また各下請も「S親会」という親睦会名称でよく組織化されていた。そのため、危惧していた現場の混乱もなく初期段階に入ることができた。慌てたのは、翌朝破産を知った地元金融機関くらいであった。

ウ 破産管財人としての仕掛かり工事の扱いであるが、請負工事のために出来高報酬の査定をする必要がある。各現場を回って工事責任者の説明を聞いた上で、施主と協議して出来高を決めるのが一般的である。それでも出来高査定が決まらないときには、複数の設計建築事務所から査定を取って、最終的には破産管財人が決定することになる。他事件で初めて携わった時は査定書の読み方はもとより建築図面の読み方、用語の意味すら分からずに四苦八苦したが、簡単な同種案件を何件か経験するとそれなりに知識も蓄積されて、相応のところでは査定ができるようになる。

6) 破産法77条。

ただし、公共工事は予算取りもされているので、民間工事とは異なり、担当者レベルでほぼ合意していても役職者の承認が取れないとか、議会対策が難しいといった話も出てきて査定が整うまで時間を要した。件の某裁判所某支部の改築工事についても、工事発注先が某高等裁判所のために高裁担当部署に赴き、司法行政官としての判事も交えて協議をした。ところで、破産管財人は破産物件を管理するために立入を禁ずる旨を記した「告示書」を掲示することがある⁷⁾。この改築工事現場にも他の現場と同様に告示書を掲示しようとしたが、場所が裁判所庁舎のために、裁判所職員から「ここに貼るのはちょっと……」という話も出たが、破産管財人としての職務なのでやむを得ませんねと説明したところ渋々応じてもらった。掲示板を見た知り合いの弁護士からは、「辣腕だね!」「裁判所乗っ取ったの?」と茶化されたりもした。この庁舎は、その後他業者に工事が引き継がれて改修された。他の事件で行ったところ、支部長自らが改築現場を案内してくれて、お礼まで言われて複雑な心境になった。普段の事件では頻繁に行くことのない支部であるが、行く度に本事件のことを思い出す。

エ 本事件は破産事件としても千葉地裁管内でも上位に入る規模の事件であるので、出来高査定以外にも、不動産・什器備品類の売却等の資産換価手続、財務調査がある。

不動産は比較的優良物件だったので全て売却できた。また、工事用作業車・足場材・工事用の鉄板も売却できるのか不安であったが、当時湾岸産油国方面では好景気で建設ラッシュであったこともあり、中東方面の輸出業者にコネを持つ業者に思いのほか高額で買い取ってもらった。日本製品は良質で故障も少ないという評判から、日本製品であることを誇示するために日本語で書かれた会社名、表示は意図的に消さないとのことである。

財務調査については、会社の規模が大きいために税理士に補助を依頼した。その結果、過大申告していることが判明し、過去3年に遡って修正申告したうえで税の還付を受けた。還付金の額が1億円近くであったので、事務所に税務署職員が2日間税務調査に来ていた。調査には税理士も立会をしたが、回答は申告者である破産

7) 破産法79条。

管財人がしなければならないので、このために2日間文字通り缶詰状態であった。

オ 本事件は大型事件であったために当初は1年以上かかることも覚悟していたが、幸いにも破産会社関係者、下請業者、工事発注者、買取業者及びその他の利害関係者の協力と管財人代理の弁護士、秘書等のスタッフの協力もあって、1年以内に終結した。最終的には千葉地裁の破産事件の中でも上位の破産財団を形成でき、従業員への未払賃金・解雇予告手当も全額支払うことができ、各債権者に対する配当も実施できた事案であった。仕掛かり工事現場で着けていたヘルメットは災害対策も兼ねて新事務所移転後も置いてある。

(3) WF 事件

ア 本事件は、債権者申立ての事件である。破産事件の多くは破産者自らが申し立てるので「自己破産」と言われているが、債権者による申立てもある。旧法では条文の構造上、債権者申立てが原則で、自己破産は例外的になっていた。これが実態に合わないことから平成16年改正によって自己破産が原則と変更された。

自己破産であれば破産者自らが申し立てているので、破産管財人としてもその者の協力が得られやすいために初期の段階から事案の把握ができる。これに対して債権者申立ての事案は、元々債権者と破産者とが激しく対立している状態であるから、破産者としても当該破産手続には納得していないし、破産手続開始決定を受けても抗告しているケースが多い。したがって、破産管財人に選任されると両者の争いに否応なく巻き込まれることになるので、破産管財人としていかに中立公平に事案を処理するかが問われる。

イ 本事件のWF社(仮称)は、主にイチゴの輸入・販売と青果市場の仲卸を業とする株式会社である。債権者と破産会社との間で取引をめぐって裁判となり、WF社が敗訴し、それでも損害賠償金の支払に応じないために債権者から破産手続の申立てがされた。債権者からはWF社及び代表者の資産調査の強い要望もあって、管財業務もそれが主となった。

ウ 破産管財人としては、会社事務所に赴き、帳簿類の保管・資産の保全をする一方で、何も知らない従業員に対して解雇通告をする必要がある。自己破産とは異なり破産会社側の協力も得られないので、全従業員に対して破産手続開始決定を受

けた旨の説明をし、従業員名簿の提出を求めて、その場で予め用意した書式に従業員名などを書き記して1人ずつ解雇通告書を交付した。従業員としては、見ず知らずの弁護士が会社に突然現れて、椅子から立たせ、一切の持ち出しを禁じた上で、破産の宣告をし、解雇を一方的に告げられたのだから驚くよりほかないものと思われる。驚きの次に、一斉にクレーム、場合によっては乱闘もあるかと構えていたが、拍子抜けするくらい大人しく従って貰えて、結果的には解雇通告書の交付も帳簿類の引上げもその日のうちに完了できた。従業員には、最低限の私物のみの持ち出しを認めて、午後7時過ぎには全員退社させ、同事務所を封鎖した。この時は、職務とはいえ破産管財人としての権限行使の怖さを身をもって実感した。

エ WF社は米国カリフォルニア州にイチゴ農場があり、破産会社の現地子会社が実質的には同農場の経営管理をしていた。これは債権者も知らなかったことで、破産会社から引き上げてきた帳簿と銀行から取り寄せた取引履歴から判明したものである。連絡先については破産会社代表者も教えようとはしなかったので、元従業員からの事情聴取で聴き出し、連絡を取った。破産法によれば、破産管財人は海外資産についても管理・調査権限を有している（破産法34条1項）ので、本事件においても調査をする必要がある。代表者の親族が経営しているとのことなので、現地の会社に書面を送付したが初回は回答もなく、その後もしつこく通知したところ、現地の従業員から連絡があり、現地の状況が分かってきた。農場は借地であったために、地主と交渉をして返還することができた。WF社と現地子会社との間で通常の輸出入の取引以外にも送金が相互になされていたので、これについても調査を試みたがいずれも非協力的であるために解明が思うように進まなかった。そこで、破産管財人として現地に赴くか、あるいはカリフォルニア州の弁護士に調査を依頼する必要が出てきた。筆者としても折角の難事件なのだから現地に乗り込みたいし、本場のディズニールランドも近いので調査が終わった後立ち寄れるとの思いもあった。破産裁判所と協議したところ裁判所は消極的な対応だったために、債権者集会に諮ることとした。債権者集会では調査を求める意見もあったが、調査費用は破産財団からの支出になるために調査次第では費用倒れに終わる可能性もあってか、当初は乗り気だった申立人も消極的な意見に変わり、現地調査は見合わせることとなった⁸⁾。

オ このように破産会社からは協力がほとんど得られない中でも、相応の財団形成ができたので、申立人を含めた債権者に配当をすることによって終結できた⁹⁾。

カ ところで破産会社代表者も同じく破産手続開始決定を受けていたために、同人からは免責許可の申立てがされていた。破産手続開始が終結しても、免責許可がないと債務履行義務は免れない。そのため、個人破産であれば免責許可申立てをするのが一般である。この免責許可については、破産法248条以下に規定があり、免責不許可事由として同法252条が定められている。免責不許可は千葉地裁管内においても年に1件あるかないか程度で余程の例外がない限り免責許可を受けることができる。そのため、破産＝免責許可が当然のことのようになっている。しかし本事件では、破産会社代表者個人は、自らの資産を隠匿していたほか、破産管財人に対しての説明責任も果たさず、債権者集会への出頭もなかったために、やむなく免責不許可相当の意見を裁判所に提出し、裁判所も免責不許可決定をした。筆者が破産管財人として関与した他の事案でも10件ほど免責不許可としたものがある。免責不許可は破産者にも債権者にとっても互いにメリットはないので、裁量免責事由（破産法252条2項）がないものかと記録を精査するも、やむなく免責不許可とせざるを得ない事案もあるのが実態である。

5 結びに代えて

一般的に弁護士の受任事件における破産事件が占める割合は比較的高いものと思われる。そのためクレサラ問題あるいは破産申立事件に関する体験談は数多くあるが、破産管財事件については体験談等の公表も少ない¹⁰⁾。そこで、少ない経験ながら筆者が破産管財人として携わった上記各事案の紹介を通して破産管財業務に対する興味あるいは理解に繋がって頂ければ幸いである。

8) 近時はインターネット上の閲覧ソフトを利用することにより海外の案件でも現地の状況がある程度分かるようになってきている。国内でも遠隔地・離島の事案では閲覧ソフトを使って下調べをし、必要があれば現地に赴くようにしている。

9) 本事件では、否認権行使（破産法160条以下）もしたが紙面の関係で事例紹介は割愛する。

10) 体験談ではないが、具体的な事案を介して破産管財業務のポイントを記したものとして、全国倒産処理弁護士ネットワーク編『破産実務のQ&A 200問』（きんざい、2012年）がある。